

芦屋市赤ちゃんの駅登録要領

この要領は芦屋市赤ちゃんの駅の登録に係る必要事項の詳細について定めるものです。

◆赤ちゃんの駅としての登録施設（事業所・店舗等）を募集しています。

芦屋市では、乳幼児連れの保護者が、外出中に授乳やおむつ交換のために気軽に立ち寄れる場を「赤ちゃんの駅」として登録し、スペース等を提供する子育て支援事業を平成24年4月から行っています。

1 「赤ちゃんの駅」登録要件（芦屋市内の施設に限る）

(1) 授乳スペースの提供

利用者のプライバシーが守られ、外部の目を気にせず授乳できるよう図れること。
（例：パーテーション、カーテン等で仕切られたスペースなどの提供）

(2) おむつ替えスペースの提供

ベビーベッドやおむつ替え台など、乳幼児のおむつ交換が可能な設備があること。
ただし、設備がない場合は、代替措置を講じれば足りるものとする。

(3) ミルク用のお湯を提供（可能な場合）

必要な方にミルク用のお湯を提供できること。提供するお湯は、厚生労働省のガイドラインに従い、70度以上に保ち、沸かしてから30分以上放置していないものとする。
ただし、設備がない場合は、代替措置を講じれば足りるものとする。

(4) 授乳等を行なう設備等の環境が良好であること。

※上記(1)～(3)については、いずれか1つのサービスの提供でも登録可能です。

2 登録の決定

現地調査等審査の結果、赤ちゃんの駅登録要件に該当することが確認できた後、通知を行ない、シンボルマークのステッカー等を交付します。

（申請いただいても、状況により登録できない場合があります。）

3 赤ちゃんの駅に登録されると

(1) 施設の入口付近その他利用者の目につきやすい場所などに、シンボルマークのステッカー等を掲示していただきます。また、授乳スペースの提供のみが可能な施設もしくはおむつ替えスペースのみが可能な施設は、その旨をステッカー等に隣接して掲示していただきます。

(2) 登録施設として施設名等の情報を市のホームページなどへ広く提供します。

(3) 施設の管理及び利用の制限等は管理者で行っていただきます。

(4) 必要に応じて、登録施設の現状の確認及び実施状況について報告を求めることがあります。

4 赤ちゃんの駅の登録方法

この要領のほか、芦屋市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱及び芦屋市赤ちゃんの駅設置事業実施に係る登録施設管理者遵守事項を確認の上、所定の申請書に記入し、持参または郵送により申請

5 提出書類

・ 赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1号）

・ 芦屋市赤ちゃんの駅設置事業実施に係る登録施設管理者遵守事項

※申請書は、市ホームページからダウンロードまたはこども政策課に設置

6 申請・問い合わせ先

〒659-8501（住所不要）芦屋市こども政策課こども支援係 電話：0797-38-2045（直通）